

## 豊能町自動録音電話機等購入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町補助金交付規則（昭和50年7月1日規則第2号）に定めるもののほか、特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的として、町民の不安感の解消を図り、もって地域住民の安全・安心を確保するため、高齢者等が自動録音電話機等を購入する場合に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺罔し、指定した預貯金口座への振込やその他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る詐欺をいう。
- (2) 着信前自動警告機能 呼び出し音が鳴る前に、相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能をいう。
- (3) 自動録音機能 通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 自動録音電話機 固定電話機で着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えるものをいう。
- (5) 外付け録音機 固定電話機に接続して使用する機器で、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 豊能町内に住民登録があり、実際に居住している者
  - (2) 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。
    - （ア）申請日時点で70歳以上の者、又はその者と同居する者
    - （イ）申請日時点で70歳未満であり、かつ、認知症その他の理由により補助対象機器（第4条に規定する機器をいう。）を購入することが必要であると町長が認める者。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団等（暴力団（豊能町暴力団排除条例（平成25年12月17日条例第25号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認める場合は除く

ものとする。

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、以下の各号に掲げるもので、補助対象者が当該年度の補助金交付対象期間の間に購入し、かつ前条第1項第1号の住民登録地で実際に使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に記載されている自動録音電話機又は外付け録音機
- (2) 推奨品目録に記載のないものであって、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えると町長が認める自動録音電話機又は外付け録音機

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払う補助対象機器の購入費とする。ただし、以下の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等にかかる経費
- (2) 消耗品の交換等にかかる経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 機器購入のためのポイント等利用分
- (7) 国又は地方公共団体が実施する他の補助金を受けた事業に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 自動録音電話機等 4,000円

ただし、補助対象経費が4,000円に満たない場合は、補助対象経費と同額（100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる）

- 2 補助対象となる補助対象機器は、同一住所につき1台までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、町長が指定する期日までに、豊能町自動録音電話機等購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する書類（領収書等）の写し
- (2) 補助対象機器の型式（品番）等がわかるものの写し
- (3) 振込先金融機関の口座番号、口座名義人がわかるものの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査したうえで補助金の交付の可否を決定し、豊能町自動録音電話機等購入補助金交付決定通知書(様式第2号)又は豊能町自動録音電話機等購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは決定の内容を変更し、又は既に補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の方法により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金又は間接補助金をその目的以外に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定後、当該補助金交付の対象となっている事業の内容を変更し、又はこの要綱に違反したとき

(財産処分の制限)

第11条 交付決定者は、補助対象機器を購入した日から起算して6年間は、当該機器を譲渡、交換、売却、貸付けを行い、又は担保に供する等、財産の処分をしてはならない。ただし、町長がやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

2 交付決定者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ町長に財産処分申請書(様式第4号)を提出して、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の財産の処分について承認しようとするときは、財産処分承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとし、当該財産を処分したことにより利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を町に納付させることができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。